

令和8年3月

役務業務請負業者の皆様へ

ひたちなか市総務部契約検査課

最低制限価格制度について（役務）

ひたちなか市では工事等に係る業務の発注について最低制限価格制度を導入しているところですが、役務業務の発注についても適正な価格での入札を促し、業務の品質確保を図ることを目的として令和8年4月1日より同制度を導入する運びとなりました。

なお、適用対象案件等の詳細は、以下のとおりです。

記

1. 適用対象とする案件

競争入札における役務業務に係る全ての契約

※ただし、物品の購入・物品の修繕・リース契約・印刷契約・単価契約は対象外とします。

2. 予定価格及び最低制限価格の公表

予定価格及び最低制限価格は、非公表とします。

3. 入札参加者への周知

最低制限価格を設定したときは、指名通知書に最低制限価格を設定していることを記載します。

4. 落札者又は失格者の決定・通知

最低制限価格を設定したときは、予定価格以下の価格かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。また、入札額が最低制限価格を下回った場合は失格とし、入札（見積）書取書にてその旨も通知します。

5. 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、最低制限基本価格（予定価格に100分の70を乗じて得た額）に、無作為係数（1から1.0050までの範囲内で無作為に算出する数値）を乗じて算出します。

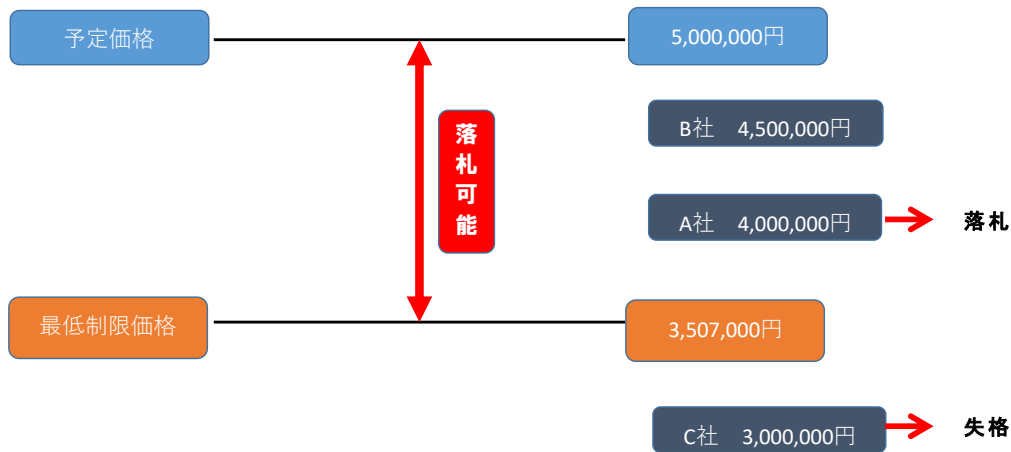
【計算式】

最低制限基本価格（予定価格×0.7）× 無作為係数（1～1.0050）＝ 最低制限価格

【計算式例】

3,500,000 円（5,000,000 円×0.7）× 1.0020 ＝ 3,507,000 円

【参考図】（以下税抜き価格にて表記しています。）



（入札結果）

入札（見積）書取書				
業者名	区分	第一回	第二回	
A社	入札額	4,000,000円	落札	
	見積額			
B社	入札額	4,500,000円		
	見積額			
C社	入札額	3,000,000円	失格	
	見積額			

以上

問い合わせ先
茨城県ひたちなか市東石川2-10-1
ひたちなか市総務部契約検査課
029-273-2457（直通）